

山形県県土整備部における情報共有システムの試行要領(営繕工事)

第1 目的

山形県県土整備部が発注する営繕工事及びそれに係る設計等業務において、ASP方式※の情報共有システム（以下「システム」という。）を導入して、CALS／ECの一環として書類の簡素化や電子化、ワンデーレスポンスの推進を図り、発注者及び受注者双方の情報共有並びに生産性の向上を図ることを目的とする。

※ASP方式（「アプリケーション・サービス・プロバイダ」の略）
インターネット上でアプリケーションソフトを利用できるサービス

第2 対象工事

原則として山形県県土整備部が発注する全ての営繕工事を対象とする。ただし、次に該当する場合は、適用しないことができるものとする。

- (1) 応急復旧など、緊急に実施する工事
- (2) 予定価格が1,000万円以下の工事
- (3) 情報共有システムを利用するために必要な通信環境が確保できない工事
- (4) その他、発注者が情報共有システムの活用による生産性向上が見込まれないと判断した工事

第3 対象業務

原則として山形県県土整備部が発注する営繕工事における新築及び増築工事に係る設計等業務（以下「業務」という。）を対象とする。ただし、発注者が情報共有システムの活用による生産性向上が見込まれないと判断した業務は、適用しないことができるものとする。また、その他の営繕工事に係る業務（改修等）においても発注者が情報共有システムの活用による生産性向上が見込まれると判断した場合は適用することができるものとする。

第4 実施内容

営繕工事における「工事打合せ簿」等の工事書類、業務における「指示書」等の各帳票（以下「帳票」という。）は、システムを利用して作成、発議、決裁、保存を実施するものとする。また、以下については、従来の紙による対応も可能とする。

- (1) 指示の発議など監督職員以外に決裁ラインが必要とされる場合（決裁ライン設定によるシステム利用も可）
- (2) 原本を取扱う書類の場合（品質証明書等、決裁ライン以外の押印が必要なもの）

なお、営繕工事及び業務で作成した図面及び数量計算等の資料については、システムの書類管理機能を活用して関係者間で共有し、その他の機能(スケジュール機能、掲示板機能等)については、有益なものを積極的に活用すること。

第5 システムの利用条件

対象案件については、特記仕様書にシステムの利用条件を記載するものとする。

第6 その他

- (1) システムを利用した帳票は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書における「書面」として認められるものとする。
- (2) 本運用により、帳票の取扱い上、特段の問題が発生する恐れがある場合には、山形県県土整備部建築住宅課営繕室あて速やかに報告するものとする。

附 則

この要領は、令和6年7月1日以降の施行日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年7月1日以降の施行日から適用する。